

独立行政法人評価委員会第26回農業分科会

農林水産省経営局総務課

独立行政法人評価委員会第26回農業分科会

期日：平成20年2月27日(水)

場所：農林水産省共用第10号会議室

時間：13:00～16:35

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

第1部

〔	農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、	〕
	家畜改良センター	

- (1) 18事業年度退職役員の業績勘案率(案)について
- (2) 種苗管理センターの中期目標、中期計画、業務方法書の変更について
- (3) 家畜改良センターの業務方法書の変更について
- (4) 独立行政法人評価基準等の見直しについて

(休 憩)

第2部

〔	農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金、	〕
	水資源機構	

- (1) 18事業年度退職役員の業績勘案率(案)について
- (2) 独立行政法人評価基準等の見直しについて
- (3) 農畜産業振興機構の短期借入金の借換について
- (4) 農畜産業振興機構の重要財産の処分について
- (5) 農林漁業信用基金の長期借入金の借入・償還及び入札結果について

(休 憩)

- (6) 次期中期目標、中期計画の策定及び業務方法書の変更について
- (7) その他

3. 閉 会

(第1部)

○松本分科会長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまから農林水産省独立行政法人評価委員会第26回農業分科会を開催いたします。

本日の会議の議長を務めさせていただきます松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員及び専門委員の皆様方には年度末が差し迫ったこの時期にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日の会合でございますが、委員10名のうち6名の方にご出席をいただいておりますので、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第3項において準用する同条第1項の過半数の出席要件を満たしておりますことから、成立していることをご報告申し上げます。

それでは、事務局から議事の進め方の説明と、本日配布しております資料の確認をお願いいたします。

○経営局総務課長 今回から事務局を務めさせていただくことになりました経営局総務課長の宮原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですけれども、本日の議事の進め方についてご説明させていただきます。本日の議事は、お手元の議事次第にございますように、2部構成といたしております。まず第1部につきましては、農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センターの3法人の議題をご審議いただきます。休憩を挟みまして、第2部につきましては、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金、水資源機構の4法人の議題をご審議いただくことにいたしておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

大体第1部が14時15分まで、それから最後の閉会が17時40分、ちょっと長丁場になりますが、よろしくお願いいたしますと思います。

次に、お手元にお配りしております資料のご確認をお願いしたいと思います。資料につきましては、事前に送付させていただいておりますので、本日は委員の皆様方にご持参を願ったところでございます。事前に送付していなかった資料のみ卓上に本日配布させていただいております。差し替え等資料一覧を配布してございますので、ご覧いただきたいと思います。第1部の資料2-1と資料の2-2、これを本日配布しております。それから、資料の3につきましては一部差し替えがございます。それから資料5-1、これも本日配布させていただいております。資料の5-2は一部差し替えがございます。2部に入りまして、資料の7-1は全部差し

替えということをお願いいたします。それから資料の11-1は一部差し替えと追加がございますので、よろしく申し上げます。それから資料の11-4、本日配布させていただいております。なお、差し替え資料につきましては、表紙には正しい「正」のスタンプを右下のところに押しつけてございますので、よろしく申し上げます。資料につきましては、これからもご覧になりながら、不足等がございましたら、いつでも事務局の方にお申し出いただければと思います。資料の方はよろしゅうございましょうか。

○松本分科会長 それでは、本日の1つ目の議題に入りたいと思います。1つ目の議題は「18事業年度退職役員の業績勘案率（案）について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

○経営局総務課課長補佐 今回から事務局を担当いたします経営局総務課の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料でございますが、資料2-1でございます。本日配布させていただいておりますので、差し替え資料のセット版の方でご確認いただきたいと思います。独立行政法人退職役員の退職手当算定に係る業績勘案率（案）についてご説明させていただきます。

資料の2-1にまとめて記載させていただいておりますけれども、今回、下の表にございますように、それぞれ該当の独立行政法人から3名の方につきまして、業績勘案率の決定を定める旨の申請がござっております。それぞれ各法人からご提出いただいております資料につきましては、後ろの資料2-2それから2-3に添付されておりました。

それでは、資料の2-1に概要をまとめてございますので、そちらでお話をさせていただきます。この業績勘案率の件でございますが、平成15年の閣議決定に基づきまして、退職役員の平成16年以降の在職期間に係る退職手当、これにつきましては100分の12.5を基準といたしまして、それに独立行政法人評価委員会の決定する業績勘案率を乗じたものとするということになってございます。そういうことで、こちらの業績勘案率につきましては、参考資料の2に添付してございまして、各独立行政法人の年度評価結果の加重平均を基本といたします算定式によって算出をいたしまして、特段の法人及び個人の業績を勘案して、それぞれ加算することができるということになってございます。あと、なお書きにございますけれども、こちらの勘案率の決定に係る議決権限につきましては、分科会に委任されているところでございます。2-1の下の方に一覧にしてございますように、今回それぞれ基本勘案率、それから法人業績加算、個人業績加減算につきましては、こちらの表のとおりでございます。

なお、個人ごとの算定内容のご説明につきましては、時間の関係もございまして、省略を

させていただきたいと思います。本日、これにつきましてご意見をちょうだいできればということでございます。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明についてご意見、ご質問を受ける時間にいたします。どうぞ。

ございませんか。

それでは、特段ご意見がございませんので、18事業年度退職役員の業績勘案率については、今回の案で決定することとしてよろしゅうございますか。

(うなづく者あり)

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、この業績勘案率の案につきましては、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知することにいたします。また、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から特段の意見がない場合は本案のとおりとさせていただきます。その旨、よろしくお願いたします。

次の議題でございます。次の議題は「種苗管理センターの中期目標、中期計画、業務方法書の変更について」でございます。中期目標の作成者は農林水産大臣、中期計画の作成者は、独立行政法人である種苗管理センターでございますが、中期目標と中期計画はそれぞれの内容が対応しておりますので、便宜上一括して説明をしていただきたいと思います。

それでは、生産局種苗課から中期目標、中期計画の変更について説明をお願いいたします。なお、時間が限られておりますことから、説明は簡潔にお願いしたいと存じます。では、よろしくお願いたします。

○種苗課長 種苗課長の伊藤でございます。

それでは、お手元の資料の3、中期目標並びに中期計画の変更につきまして、ご説明させていただきます。資料の3は2つございまして、事前にお配りしているものでございます。

1枚あけていただきまして、まず中期目標でございます。左側に変更後、右側が現行の中期目標を掲げてございます。対照表に基づきまして、ご説明させていただきます。

大きな第2の業務運営の効率化に関する事項でございますが、この(2)のところに指定種苗の集取、立入り検査等がございます。この種苗法につきましては、昨年12月の種苗法の一部改正、これに基づきます対象の条項のずれでございます。

次に1枚あけていただきまして、業務運営一般の効率化の中におきまして、契約についてで

ございます。これは昨年の12月に決定されました独立行政法人整理合理化計画、この考え方に基つきまして、改めるものでございます。契約につきまして真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札等によるものとし、業務運営の適正化を進めるということを明記したものでございます。また、(5)といたしまして、運営の効率、自立化という観点から、やはりこれも独立行政法人の整理合理化の見直しの際の議論、これを踏まえまして、コンプライアンス委員会の設置等、内部統制機能を強化することにより、適正な業務運営体制の整備を図るということにしたものでございます。

次に、大きな第3の国民に対するサービスでございます。このうちの2番の(1)の部分、農作物の種苗の検査でございますが、現行のところに(イ)といたしまして、種苗業者が災害対策用に保管する園芸種子の検査、これがございました。これにつきましては、この業務自身の社会的必要性、これを検討いたしまして、その社会的必要性が薄れているということで、この業務を廃止するというものでございまして、新しい方につきましては削るということでございます。

次に3ページのところでございまして、中期計画でございます。同じく新旧対照表になってございます。上から順番に第1の2の(2)指定種苗の集取等でございますが、ここは先ほどと同じ種苗法の条ずれでございます。

また、大きな7番、業務運営一般の効率化でございますけれども、こちらにつきましても独立法の整理合理化計画に基つきまして、随意契約の見直し、これを随意契約見直し計画に基つき、早期に一般競争入札等に移行するという旨を明記したものでございます。

次に1枚あけていただきまして(5)内部統制機能の強化でございます。こちらにつきましては、中期目標にございましたコンプライアンス委員会の設置、これを掲げてございます。そして、その下の国民に対するサービスにつきましては、先ほど申しました災害対策用の園芸種子の検査、これを削除いたしております。なお、附則といたしまして、この中期計画の変更は農林水産大臣の認可のあった日から施行するということにいたしております。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

次に、業務方法書の変更について、種苗管理センターからご説明をお願いいたします。

○種苗管理センター理事長 種苗管理センターの理事長をやっております野村でございます。

資料3の今日の差し替えの方でお願いいたします。独立行政法人種苗管理センターの業務方法書の変更についてご説明申し上げます。

開いていただきまして、変更点は3点でございまして、まず1点目は第4章のばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布等の中の第1節、種苗の生産及び配布と、これの第34条の2の方から先に説明させていただきます。この34条の2の新設につきましては、ばれいしょの原原種生産の民間等への部分的な移行に関する変更であります。この民間等への部分的な移行につきましては、規制改革民間開放推進会議から指摘を既にいただいておりますし、また、今回の整理合理化計画にも記述されたところでもあります。これまで民間企業における器内増殖技術を用いた具体的な生産要望を踏まえまして、関係者による協議会を開催して検討を行っていたところでもあります。また、農水省はじめ関係機関において所要の調整を進めていただいております。

このようなことを受けまして、種苗管理センターといたしましては、民間企業から委託を受けて、民間企業が早期普及のために器内増殖技術を用いて生産したハウスチューバーをもとにして、都道府県の需給計画との整合性を図った上で、原原種を生産し配布することとしたいと思っております。このため、この34条の2として、新たにばれいしょ及びさとうきびの早期普及品種用種苗を民間の委託により生産し、都道府県の申請により配布することとしたいと、そういう規定を設けたものでございます。

その次がその上の第34条でございます。これは今ご説明いたしました第34条の2の規定の新設に伴い、字句の修正でございまして、内容の変更ではございません。右の方に書いてございますように、これまで試験研究機関等に対し調査及び研究の用に供する種苗という形の書きぶりをしておりましたが、第34条の2で、種苗についてはばれいしょ及びさとうきびの種苗という形で明確にしておりますので、同様に34条につきましても調査及び研究の用に供するばれいしょ及びさとうきびの種苗を生産し、試験研究機関等に配布すると、このようにしたものでございます。

その裏のページでございしますが、3点目の変更でございます。これは第10章の業務委託の基準、第2節その他の業務の委託の中の第73条でございます。これはただいま伊藤種苗課長から中期目標、中期計画の変更のご説明がございましたが、その中の業務運営の効率化の契約について一般競争入札等を原則とするということに伴うものでございます。この右に書いてございますように、センターは第13条に規定すると書いてございますが、これは品種届の出願の際に、出願者から提出される種子あるいは菌株の保管業務というのを13条で規定しておるわけでございますが、その一部を種苗管理センターの保管施設を設置しております独立行政法人森林総合研究所に委託することができると、こういう規定がこれまであったわけでございます。今回、

先ほどの中期目標、中期計画の変更により、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札等で行うということになったものでございますので、この出願品種の菌株の保管業務について、委託先を公募できるように改正したいということでございます。この関係で従来の73条の第1項を削除いたしまして、第2項を第1項といたしまして、左にありますように、ほかの14条、19条、25条等の一般の委託の規定と同様にこの13条の業務を位置づけることによって、どこにでも委託ができるようにするものでございます。

以上であります。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの種苗管理センターの中期目標、中期計画、業務方法書の変更について、ご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。どうぞ。いかがですか。

ただいまご説明のあった第73条のところでございますが、従来は品種の保管に係る業務の一部を独立行政法人森林総合研究所に委託されていたわけですが、今回一般入札ということになる。それはそれでわかるわけでございますが、そうすると、この中に森林総研が入札するということは当然できないわけですか。

○種苗管理センター理事長 森林総研も公募できます。

○松本分科会長 わかりました。

いかがですか。

それでは、特にご意見がないようでございますので、種苗管理センターの中期目標、中期計画、業務方法書の変更に必要な評価委員会への諮問、答申の手続きにつきましては、私に一任させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(うなづく者あり)

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、中期目標、中期計画の変更につきましては、財務大臣への協議がございます。本日もご説明の内容につきましては、今後、文言等の修正がなされる場合が当然起こってきますので、その旨は、委員の方々におかれては、ご了承願いたいと思います。よろしくお願ひします。

よろしいですか。

さて、次の議題に移ります。次の議題は「家畜改良センターの業務方法書の変更について」でございます。家畜改良センターから説明をお願いします。

○家畜改良センター理事長 昨年12月24日に閣議決定されました独立行政法人整理合理化計画

におきまして、家畜改良センターが講ずべき措置としてみつばちに係る業務を廃止することが示されたところであります。この措置の実施を明確にするため、現行の独立行政法人家畜改良センター業務方法書に示されておりますみつばち、種ばちという用語について削除することが必要と考えております。具体的にはお手元の資料4、新旧対照表（案）に記載してございましておりでございます。今後は農林水産省からの指導等を受けて、また関係部署との調整を図りながら業務方法書の改正に必要な手続きを行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの家畜改良センターの業務方法書の変更について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

みつばちの業務に関する件でございますが、いかがですか。ございませんか。

それでは、特にご意見がございませんので、家畜改良センターの業務方法書の変更に必要な評価委員会への諮問、答申の手続きは私に一任させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（うなづく者あり）

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのように進めさせていただきます。

次の議題に移ります。次の議題は「独立行政法人評価基準等の見直しについて」でございます。

それでは、まず農林水産消費安全技術センターPTからの説明になりますが、PTを代表いたしまして、私の方から説明をさせていただきたいと思っております。

皆様ご承知のとおり、農林水産消費安全技術センターは、昨年4月1日に農林水産消費技術センターと肥飼料検査所及び農薬検査所が統合いたしまして、新たに発足した法人でございます。新法人の中期目標、中期計画は統合前の3法人の中期目標、中期計画に共通事項や統合メリットを追加する形で構成されておりますことから、昨年の評価基準等の見直しの際には可能な限り3法人の間で同じ基準、指標とすることを考慮しつつ見直しを行ってきたところでございます。そのため、今回の基準等の見直しに当たっては、統合前の3法人の評価基準等を踏襲しつつも、新たに目標として追加された事項への対応を基本とすることといたしました。

しかしながら、3法人の評価基準、評価指標を単純にあわせることとした場合は、指標数が380にも及ぶ大変な数となります。あるいは、資料1ページから9ページの評価基準案のとおり、

一部の項目では3法人間の並びが取れていないということもございます。そこで、これから述べますように、主として3つの策定方針に基づき、見直しを行う予定でございます。

策定方針の1点目でございます。一部の法人で設定されていた小項目をさらに細分化した細項目や微項目といった指標の設定を廃止しまして、これらの指標を踏まえた評価を小項目で行うなど、評価指標数を半数程度、今までの肥飼料検査所の指標数約180と同程度にまで削減することがまず1点目の見直しの方針でございます。

2点目は、旧農薬検査所において行ってきた重みづけについては、新法人が実施する食品及び肥飼料関係業務では、従来から重みづけを実施していないことなどから、新法人においては特定の業務に対する重みづけをしないことといたしまして、すべての項目において、下位項目の積み上げにより評価を行う予定にしております。

3点目は、中期計画における中期目標期間中に、例えば何々%削減するとの計画等に対し、旧3法人間では定性的指標と定量的な指標の双方が混在しておりましたので、新法人においてはこれまで定性的指標としていたものであっても、客観的に評価を行うため、可能な限り定量的な指標とするとともに、定性的な指標とする場合にも具体的な指標設定をすると、こういう3つの大きな策定方針に基づき見直しを行い、統合前の3法人が行ってききました評価内容等に漏れが生じるようなことがないようにするとともに、新法人といたしまして、統一的な評価を実施していくところでございます。

本日配布させていただきました資料のうち、1ページから9ページまでの評価基準の新旧対照表につきましては、新法人と消費技術センターを比較することを基本といたしまして、両者の相違点を直線の下線で示すとともに、肥飼料検査所及び農薬検査所の評価基準からの相違点は波線の下線にて示しておりますので、ご覧ください。

10ページ以降の評価指標につきましては、新たに中期目標で設定された項目の指標としましては、12ページの指標番号4のとおり、事業報告及び特記事項の欄に「新たな指標」と表記させていただいております。また、細項目を統合した指標等につきましては、25ページの指標番号31のとおり、旧法人における指標番号を「旧農薬検3～9」などと表記させていただいております。

なお、旧法人の評価指標を参考で付けると非常に大部になりますので、参考として評価指標比較表を配布させていただいております。これは今回整理いたしました新指標が統合前の3法人のどの指標であるかという対比表となっておりますので、参考としてお使いいただければよろしいかと思っております。

はい、どうぞお願いします。

○布施専門委員 先ほど松本先生の方から農林水産消費安全技術センターの評価の指標としては定量的な指標の方にシフトをされているということを知ったんですが、定量的な量という数字であらわす方に統一するような形で考えられているということのご説明を受けたんですけど、その一方で種苗管理センターではどんな形でお考えなのか。

○松本分科会長 それでは、種苗管理センターの方から。事務局からお願いした方がよろしゅうございますかね。

○種苗課長 種苗管理センターの評価基準におきましては、極力定量的な評価をしていただくということで、栽培試験の点数でございますとか、あるいはばれいしょ、さとうきびの生産量でありますとか配布量等々につきましては定量的なことをお示ししながら、その目標に対しまして90%とか60%ということで評価をしていただくということに努めてございます。

○松本分科会長 今のご回答でよろしゅうございますか。

○布施専門委員 はい。

○松本分科会長 どうぞ、そのほかお願いいたします。いかがでしょうか。ございませんか。

はい、どうぞ、松井委員。

○松井専門委員 種苗管理センターの評価基準の人件費の削減というのがあるんですが、そこでS評価というのが出ているんですね。ABCというの定量的なものです。そのSについては1%以上であり、かつ、特に優れた成果が認められたものということになっております。この辺がちょっと定量化と定性の部分がごっちゃになっているような気がするんですね。それについて、特に、例えばこれが2%以上だというんだったらよく理解できるんですが、このように定量化の中に定性が混じっている。この特に優れた成果が認められたというのは、どのようなことを想定なさっているのでしょうか。ちなみに10ページですね。ごめんなさい。

○松本分科会長 それでは、ご説明をお願いできますか。10ページ。

○種苗課長 確におっしゃられますとおりに、この人件費につきましては、ABCDにつきましては定量的になってございます。ただ、Sにつきましては、この1%以上の削減率ということ、これは極めて達成が難しいという状況の中で、社会的な人件費の動きでございますとか、あるいは公務員の給料の変化であるとか、そういったようなものを踏まえながら、1%以上でありながら、かつ、そういったようないろいろな諸種の条件からして、評価委員会の中で特に優れているというふうにお認めいただきましたときには、このSが特別に付くということでございまして、なかなかこれ以上のものが定義しにくかったということで、ここで特別なものと

いうことでSということにさせていただいていますが、ただ、今までSというのは滅多に出ていないものでございます。

○松本分科会長 いかがですか、今の。

○松井専門委員 わかりました。

○松本分科会長 それでは、そのほかどうぞ。

ございませんか。

それでは、そのほか特にご意見がございませんので、ただいま2つの法人から出ました報告のとおりさせていただきたいと思えます。

以上で、第1部の議事を終了いたします。

次は第2部の議事に入るわけでございますが、予定より若干時間が早く進行しておりますので、第2部の法人が揃い次第、一応正面の時計で14時をめぐりに再開をお願いしたいと思います。とりあえず約15分間の休憩に入らせていただきます。

午後1時44分 休憩

午後2時00分 再開

(第2部)

○松本分科会長 それでは、議事を再開いたします。

第2部は、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金、水資源機構の4法人の議題を審議いたします。

1つ目の議題でございます。「18事業年度退職役員の業績勘案率（案）について」でございます。事務局からご説明をお願いいたします。

○経営局総務課課長補佐 事務局を担当しております経営局総務課の佐藤でございます。よろしく願いいたします。

それでは、資料につきましては、委員の皆様方には事前に送付しております資料6-1をご覧いただきたいと思えます。独立行政法人退職役員の退職手当算定に係る業績勘案率（案）についてでございます。資料の6-1に一覧にしてまとめてございます。それぞれ各独立行政法人から勘案率の決定を求める旨の申請が出されてございます。なお、各法人から提出をいただいております資料でございますが、資料6-2、それから6-3、6-4ということでそれぞれ添付をさせていただいております。それで、こちらにつきましては、平成15年の閣議決定に基づき、退職役員につきましては退職手当、100分の12.5を基準として、それについて独立行政法人評価委員会が決定する業績勘案率を乗じることができるということで、参考資料の1に資

料の方はお付けしてございます。これを受けまして、農林水産省の独立行政法人評価委員会におきまして、それぞれ各独立行政法人の年度評価結果の加重平均を基本といたしました算定式に基づいて、特段の法人及び個人の業績を考慮いたしまして、それぞれ加算することができるという取扱いでございます。参考資料の2をお付けしてございますが、こちらの算定式に基づいて勘案率を計算いただいているところでございます。

なお、この業績勘案率の議決権限でございますが、分科会に委任されているということでございます。

それで、資料6-1の一覧表をご覧になっていただきたいと思いますと思いますが、個人ごとの詳しい算定内容につきましては、ご説明を省略させていただきますけれども、それぞれこちらにございますように基本勘案率、それから法人業績加算、個人業績加減算につきましてはご覧のような案で提出されておりますので、これにつきまして委員会においてご意見をちょうだいしたいということでございます。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対してご質問あるいはご意見をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。

非常に細かいことでございますが、第1部で、退職される役員の方が3名いらっしゃいました。その3名のときの、ちょっと今資料を探してどこへ行っちゃったかわからないんですが、この資料6-1に基づいて質問させていただきますが、在任期間というのがありますね。それから適用期間というのがありますね。これが一致していないというのは、どういうことでしょうか。

○経営局総務課課長補佐 事務局でございます。在任期間につきましては、それぞれ退職された役員の方の期間ということございまして、右側の適用期間でございますけれども、こちら資料6-1の冒頭1行目のところに書いてございますけれども、退職役員の平成16年以降の在任期間に係る退職手当ということございまして、15年12月の閣議決定に基づきまして、16年1月以降の期間を適用期間として記載をさせていただいているところでございます。

○松本分科会長 そうすると、今、資料2-1が見つかったのですけれども、森田さんの在任期間が平成13年4月1日から19年3月31日と。適用期間が16年1月1日からと。相当これ適用期間が遅く発令されておりますが、これはこういう資料6-1のあれですか。ただいまの説明でいくんですかね。相当遅くなっていますよ。同じ理由ですか。

○経営局総務課課長補佐 資料の2-1それから資料の6-1につきましては、それぞれ先発の法人、後発の法人で、議案の方は区分けをさせていただいて、ご説明しておりますけれども、根拠となります閣議決定は同じものに基づきまして、こちらの資料を作成しておりますので、在任期間が森田さんにつきましては13年から長かったということですが、この閣議決定が16年1月からということで、こちらと同じでございます。

○松本分科会長 そういふことですね、失礼しました。わかりました。

どうぞ。そのほか、ございませんか。

それでは、特段ご意見がございませんので、このような報告のとおりとさせていただきたいと思っております。なお、この業績勘案率の案につきましては、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知するということとなります。また、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から特段の意見がない場合は、本案のとおり決定させていただきます。よろしくお願ひいたします。

次の議題に移ります。次は「独立行政法人評価基準等の見直しについて」でございます。それでは、まず農畜産業振興機構PTからお願いをいたします。

○青柳委員 青柳でございます。

農畜産業振興機構PTを代表しまして、当機構の業務実績に係る評価指標について、主な変更点を報告させていただきます。なお、評価基準については変更はありません。

評価指標シートの変更点については、本日配布の資料7-1の業務実績評価基準・評価指標の新旧対照表(案)をご覧ください。

今回の評価指標シートの変更は、平成19年4月から新たな砂糖・でん粉制度が実施されたことに伴い、中期目標及び中期計画を変更したことによるものです。

1ページの①の甘味資源作物交付金の交付業務の迅速化ですが、さとうきび生産者に対する甘味資源作物交付金の交付業務が新たに加わったことに伴い、それに係る評価指標を設定いたしました。具体的には、生産者に対する交付金を8業務日以内に交付するという目標を掲げ、分母を請求のあった件数、分子は8業務日以内に交付した件数とした達成度合いの評価について90%以上をa、50%以上90%未満をb、達成度合いが50%未満をcとしました。

2ページの②ですが、①が加わったことによる番号のずれのほか、国内産糖交付金という文言が新たに加えられておりますが、この業務が甘味資源作物交付金と区別された国内産糖製造事業者に対する交付金であることを明記したものです。

③については、番号のずれによる変更です。

4 のでん粉関係業務に係る各種の評価指標については、新たな砂糖・でん粉制度を踏まえ、新設するものです。①のでん粉原料用かんしょ生産者に対するでん粉原料用いも交付金交付業務の迅速化、次のページの②のでん粉製造事業者に対する国内産いもでん粉交付金交付業務の迅速化、③の輸入指定でん粉等の売買実績並びにでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付決定数量の公表、4 ページのでん粉関係に係る情報の期間内の公表、5 ページの交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金については、でん粉関係業務が砂糖と同様の業務内容であることから、砂糖と同様の評価指標を設定することとしました。

以上が農畜産業振興機構の業務実績に係る評価指標の主な変更内容です。よろしく申し上げます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

続きまして、農業者年金基金 P T の森田専門委員から説明をお願いいたします。

○森田専門委員 農業者年金基金 P T の森田でございます。

今回の見直しにつきましては、平成20年1月31日に政策評価・独立行政法人評価委員会から平成18年度実績評価に関して提出された意見を反映させたものでございます。

まず、評価基準についてご説明をいたします。事前に配布されました資料7-2をご覧ください。農業者年金基金の評価基準等の見直しについてという表紙をめくっていただきまして、まず1ページです。各事業年度の実績評価の方法でございます。改正した部分を下線で示しております。

平成20年1月31日に総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から共通意見といたしまして、S評価とA評価及びC評価とD評価を同じ点数としていることから、実質的には3段階の評定区分となっているとの意見がございました。現在の評価基準においては、A評価とS評価が同じ2点、C評価とD評価が同じ0点となっており、実質的な3段階の評定区分となっておりますので、S評価はA評価に1点を加算した3点に、D評価はC評価に1点を減点した-1点にすることで、他法人と同様に5段階の評定区分へ基準の見直しを行ったところでございます。以上が1点目でございます。

2点目ですが、評価指標でございます。これは資料の5ページをご覧ください。5ページの中ほど、制度の周知でございます。平成19年度から加入者10万人早期達成のための3カ年計画の実現に向けて、関係機関が一体となって加入推進に取り組んでいますが、その定量的な目標の設定に伴い、新しく指標を設定いたしました。

その他につきましては、中期計画に記載した事項を段階的に実施する事項等につきまして評

価指標を変更しておりますが、軽微なものでございますので、説明を割愛させていただきます。

3点目ですが、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から利益剰余金の発生要因等について、業務実績報告書等で明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきであるというご意見もいただいておりますので、業務実績報告書等で明らかにして評価を行うこととしております。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

続きまして、農林漁業信用基金PTの淵野委員からご説明をお願いします。

○淵野委員 淵野でございます。

農林漁業信用基金PTは日程調整がなかなか難しく、2月22日、25日、26日、それぞれ各委員の持ち回り協議ということで、事務局から説明を受けまして、意見調整を行ってまいりました。資料の7-3をご覧ください。

先ほど、年金基金の方からもご報告ございましたけれども、政独委の評価見直しについてのご指摘に沿って2点見直しております。

資料7-3、下線部分が見直した点でございますけれども、評価の基準の新旧対照表が出ておりますけれども、S評価とD評価について、S評価については先ほどのご報告と同じように1点を加点しまして3点、それからD評価についてはC評価から1点を減点して-1点にすることにいたしました。この関係で次ページ以降でございますけれども、下線が引いてございますけれども、(1)(2)(3)とそれぞれのところを同じように下線の部分のような見直しを行った次第でございます。

それから、もう2点は、業務実績評価指標の見直しでございます。これについても先ほどご報告ございますけれども、当期総利益を計上しながら目的積立金を申請していない法人について、その点を評価指標の中で評価すべきだというご指摘がございました。この政独委の意見を受けまして、利益剰余金の発生要因、それから目的積立金を申請していない理由等を踏まえて評価するという指摘にあわせまして、評価指標のこれは4ページでございますけれども、4ページの改正のところに下線が引いてございます。その下線部分ですね。「評価結果及び勘定毎の当期損失の状況に十分配慮するとともに」、その後半の部分の下線の部分ですね、「するとともに、利益剰余金の発生要因等も踏まえて評価する」ということをつけ加えました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの3法人、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金の評価基準等の見直しについて、質疑応答の時間に入りたいと思います。どうぞ、ご意見あるいはご質問のある方、お願いいたします。

井上委員、どうぞ。

○井上委員 大変些少なことで恐縮ですが、表現の仕方について気になるところがありまして、資料7-1の農畜産業振興機構のところ、1ページ目から同じような表現が出ていて、改正後の文言といたしまして、例えば分母を機構が指定する電磁的方法と書いています。今時、電磁的方法という言葉はあまりそぐわないのではないかなというふうに思うんですけど、オンラインとか、例えば電算システムという意味で使われているんですか？。むしろ、ここはオンラインか、ほかの例えば、農業者年金基金は電算システムという表現をされていますけれども、そちらの方が適切ではないかなと思います。

○松本分科会長 それでは、ただいまのご質問に対して回答をお願いします。

○農畜産業振興機構理事長 農畜産業振興機構の理事長でございます。

先ほどの内容はそのとおりでございますけれども、法令用語として電磁的方法ということで統一して使用するというので、このような用語を使用しているわけでございます。

○松本分科会長 あれですね、法律用語であるんでしょうけど、オンラインとかそういう電算システムですね……

○井上委員 できるだけわかりやすい表現の方が。

○松本分科会長 そのとおりですね。

○井上委員 私としては、個人的な意見としてはですね、もう死語になっているのではないかなというふうに思いますので。

○松本分科会長 いかがでしょう、これやっぱり考えていただきたいんですけども、ご検討いただくと。

○農畜産業振興機構理事長 おっしゃるとおりでございますけれども、法令用語として現在のところ電磁的方法という文言が通例で使われているものですから、これを使ったわけでございまして、ご指摘の点を勘案しながら、当局とも相談してまいりたいと思いますけれども、現在のところこれについては電磁的方法というのが法令用語でございますので、ご了解願いたいというふうに思います。

○井上委員 わかりました。

○松本分科会長 ぜひご検討くださるようお願いいたします。

夏目委員、どうぞ。

○夏目委員 総務省の指摘の視点から少しお話を伺いたいのですけれども、利益剰余金の発生要因について評価しなさいというご指摘があったかと思うのですけれども、それにつきまして、例えば農林漁業信用基金の場合は、ただいまのご説明がありましたように4ページで改正後というところに利益剰余金が発生要因等も踏まえて評価するという文言を入れたわけですが、逆に例えば農業者年金基金の場合は、そういう表現をなくしたというふうに例えば6ページの方ですけれども、改正する前には、欠損金及び当期総損失並びに剰余金及び当期総利益について、発生要因等を明らかにさせた上で評価を行うものとするのが、今度、改正後にはなくなっているわけですね。この辺の整合性がまず第1点ということと、それともう1つ、総務省からご指摘があったのは、人件費の抑制というところだったと思うのですけれども、人件費について、今度の評価基準のところに記入されましたところは、農業者年金基金が2ページをもって、人件費のところ、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与改革の実施という項目を改正後に新たにここに入れていらっしゃるわけですが、ほかの法人についても、例えば総務省の指摘は大変厳しくて、つまり、評価委員会でA評価をしたということに対してどうなんだというご指摘があるわけですね。そういったところは、今、示された評価基準の見直しについて、これで十分なのかどうかというところについて、お伺いをそれぞれの法人からいただきたいというふうに思います。

○松本分科会長 それでは、ただいまのご質問に対して、あるいはご意見に対して事務局の方でのご回答をお願いいたします。

○森田専門委員 ご指摘の6ページのところでございます。私のご説明の趣旨は、この利益剰余金の発生要因等を明らかにする、しっかりやるということでございまして、まさにご指摘のとおりでございます。これは単純な文書作成上のミスでございます。左側の改正後にこの下線部分のコメントが来るということでございます。申しわけございません。

○松本分科会長 単純なミスということですが、夏目委員、ご了承いただけましたか。

○夏目委員 はい、わかりました。

○松本分科会長 ご指摘ありがとうございました。

どうぞ、そのほか。

○夏目委員 あともう1点、質問した点につきましては……

○松本分科会長 もう1点、それでは事務局の方から。

○金融調整課課長補佐 給与区分の給与水準の関係なんですけれども、これにつきましては既

存の評価項目の中で、指標の中で経費支出の抑制という項目がございまして、その中で要は人件費の関係についての抑制をどうしているんだというようなところを聞いているところがございまして。そこで、今度はラスパイレスの関係についてもちゃんと説明をし、業務実績なりのところでちゃんと説明してもらい、それを受けて評価をするという形で、評価項目の受け口がありますので、そこでやらせていただくというふうに考えております。

○松本分科会長 ただいまの回答でよろしゅうございますか。

○夏目委員 結構です。農畜産業振興機構については、繰越欠損金の発生要因について、十分に整理して評価をするようにという総務省のご指摘だったと思うのですが、それにつきましても。

○農畜産業振興機構理事長 今ご指摘の点については、次期中期計画に係る評価指標に関する内容だと思います。今回のご説明で申し上げているのは現在の中期計画に係る評価指標でございまして。ご指摘の点については来年20年度から始まります中期計画に係る評価指標について、またご相談申し上げたいというふうに思います。

○松本分科会長 よろしゅうございますか。

○夏目委員 はい、結構です。

○松本分科会長 それでは、ほかのご意見、ご質問を受けます。

松井委員、どうぞ。

○松井専門委員 農畜産業振興機構の資料7-1の5ページについてお聞きしたいんですが、借入に至った理由は適切であった、やや不適切であるという表現があります。このやや不適切というのは非常にわかりにくいんですね。何か想定するものがあってこのような表現になさったのでしょうか。やや不適切は不適切だと思うんですけども。

○松本分科会長 この点いかがでしょうか。ご説明をお願いしたいと思いますが。

○農畜産業振興機構理事長 5ページの表現ぶりでございますけれども、現在、砂糖についての一時的借入金について評価基準がございまして。今回の評価基準を設置するに際しまして、現在の砂糖に関する表記と同じような法律制度のもとで行われているものですから、同じような表現をとったということでございます。

○松本分科会長 どうぞ。

○松井専門委員 お話としては理解できるんですけども、今後はこのような基準というのはなるべく変えていった方がいいんじゃないかなというふうに思います。

○松本分科会長 評価の基準を変えた方がいいのではないかとご指摘でございます。

いかがですか。これはまたご検討いただけますか、この点についても。

○農畜産業振興機構理事長 よく評価委員会のプロジェクトチームでご検討いただければというふうに考えております。

○松本分科会長 それでは、そういうことでよろしゅうございますか。

○松井専門委員 はい、結構です。

○松本分科会長 どうぞ、そのほか。

ございませんか。

それでは、ただいまのご説明の中で文書作成上のミスであった部分を直していただいて、ご説明のとおりにしたいと思えます。それでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○松本分科会長 次の議題でございます。「農畜産業振興機構の短期借入金の借換について」でございます。それでは、農畜産業振興機構からご説明をお願いいたします。

○農畜産業振興機構理事長 お手元の資料8に沿いましてご説明を申し上げます。

お手元の資料の2ページをお開きいただきたいと思えます。砂糖勘定におきます短期借入金の借換についてご説明を申し上げます。

砂糖年度は10月から始まりますけれども、調整金の収入は指定糖の輸入についてかかるものがございますから、毎月おおむね一定額収納されるわけがございます。大体40億円程度が収納されるわけがございますけれども、一方、交付金の支出はさとうきびの収穫時期、下の欄に書いてございますように、10月から始まり4月には終わるということがございます。従いまして、収入と支出が期間的にばらつきがあるものですから、このようなばらつきを是正するという観点から、短期借入金の借り入れが必要でございます。現在のところ、3月末には340億円強の短期借入金が必要となります。現在の中期計画で定められました短期借入金限度額650億円の範囲内で借換を行いたいということがございます。

続きまして、でん粉についてご説明を申し上げたいと思えます。お手元の資料の4ページをお開きいただきたいと思えます。でん粉につきましても、収入が年間を通じて安定的にあるのに対しまして、支出がでん粉の収穫時期でございます10月から12月にかけて集中的に行われるということで、収入と支出が期間的にばらつきがあるということから借入を行うものがございます。3月末には30億円強の短期借入金が必要となりますので、現中期計画で定められました限度額でございます120億円の範囲内で借換を行いたいというふうに考えております。

なお、砂糖勘定そしてでん粉勘定ともに、本年度の借換が確定いたしますのは3月中旬でご

ざいます。これを踏まえまして、農林水産大臣に認可申請を行いたいというふうに考えている次第でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

私は先ほどこの表題、議題のところで「しゃっかん」と申しました。大変失礼をいたしました。「かりかえ」の読み誤りでございます。大変失礼いたしました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。松井委員どうぞ。

○松井専門委員 たびたびすいません。2ページの図を見ますと、10月、11月、12月、この砂糖の場合はかなり収入があるわけですね。実際お金が余っている状態なわけですね。逆に、でん粉の場合はマイナスになっている。これはお互いにお金を融通し合うわけにはいかないのでしょうか。

○松本分科会長 ただいまのご質問にお答えをお願いしたいと思います。

○農畜産業振興機構理事長 ご説明申し上げます。

私ども農畜産業振興機構は、現在ご審議いただいている砂糖、あるいはでん粉、そのほか畜産物、野菜等がございますけれども、それぞれの法律に基づきまして、勘定ごとに区分経理すべしというような規定でございます。従いまして、砂糖勘定、でん粉勘定につきましても、それぞれ法律の規定に基づきまして勘定ごとに経理をするというような取り計らいを行っているところでございます。

○松本分科会長 それぞれで勘定するというご説明のようです。

○松井専門委員 わかりました。

○松本分科会長 いかがでしょうか。

ご意見ございませんか。あるいはご質問ございませんか。

それでは、ただいまのご報告のとおりとさせていただきたいと思えます。

次の議題でございます。「農畜産業振興機構の重要財産の処分について」でございます。農畜産業振興機構からご説明をお願いします。

○農畜産業振興機構理事長 資料9に即しましてご説明を申し上げます。

農畜産業振興機構の重要な財産の処分につきましては、農林水産大臣の認可が必要でございます。今回ご審議をお願い申し上げますのは、私どもの所有をしております職員宿舍に係る一部の道路の譲渡でございます。

1 ページの 1 に書いてございますように、東京都北区から区道拡幅事業用地として (2) に書いてございます5.78平米につきまして譲渡申請がございました。私ども、2 に書いてございますように、私どもの住宅への進入道路の一部を譲渡するというものでございます。職員宿舎部分としての利用に影響なく、業務上支障が生じないこと、また、地方公共団体の行います生活環境改善のための区道拡張に協力するということが公共の利益に沿うという理由から、この譲渡申請について応ずることとしたいというのがご審議の内容でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問を受けたいと思います。どうぞ、ございませんか。

それでは、特段のご意見がございませんので、農畜産業振興機構の最初の短期借入金の借換につきましては、後日、郵送により諮問・答申の手続きをさせていただきたいと思ひます。また、先ほどのご報告の重要財産の処分については、当分科会としては異存なしという意見を申し上げたいと思ひますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(うなずく者あり)

○松本分科会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題に移ります。次は「農林漁業信用基金の長期借入金の借入・償還及び入札結果について」でございます。農林漁業信用基金からご説明をお願いいたします。

○農林漁業信用基金理事長 農林漁業信用基金の堤でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、農林漁業信用基金の長期借入金及び償還計画についてご説明をいたします。この案件につきましては、平成20年度予算が成立してからでなければ借入額が最終的に確定いたしません。そのようなことから、本日は事前にご説明をさせていただき、金額が確定した段階、すなわち国の予算成立後、4月に入ってからになりますけれども、その時点で主務大臣に認可申請を行い、評価委員会の意見を伺うという手順を進めさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

お手元の資料10の1 ページをお願いいたします。

まず、業務の概要でございます。林業経営基盤強化暫定措置法に基づきまして、信用基金は林業経営改善計画の認定を受けた者が森林施業の合理化に寄与する造林などを実施するのに必要な長期かつ無利子の資金、これを森林整備活性化資金というふうに言っておりますけれども、この融通を行うことになっております。

具体的には3ページをお願いいたします。ここにありますように、信用基金が農林漁業金融公庫に貸付原資を無利子で寄託をし、つまり預金をするわけでございますけれども、公庫は信用基金が推薦する林業者に対し、その原資を公庫の有利子資金とあわせて無利子で貸し付ける、そういう仕組みになっております。

1ページにまたお戻りください。2の長期借入金についてでございます。信用基金は、この公庫へ寄託する原資を政府出資及び民間の金融機関からの長期借入金により調達しております。林業者の資金需要にこたえとともに、借入資金の効率的使用を図る観点から、これを上期、下期の2回に分けて借入することとし、借入利率については競争入札に付す、こういう方式により決定することといたしております。長期借入金の政府保証額は毎年度政府予算で決められております。平成20年度政府予算案では40億4,300万円となっております。この内訳は、新規事業分としての12億円と、次にご説明いたします借換分の28億4,300万円でございます。平成20年度予算が成立し、借入必要額が確定したところで認可申請をいたしたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

次に、3の償還計画でございます。今ご説明いたしましたように信用基金は公庫へ寄託する原資を政府出資及び民間金融機関からの長期借入金により調達しておりますが、長期借入金の借入期間は4年としております。平成16年度に借入をした28億4,300万円が20年度におきまして償還を迎えることになっております。償還財源につきましては、先ほどご説明しました長期借入金により対応することとしたいと考えております。なお、本件につきましても平成20年度予算が成立した後、長期借入金とあわせて認可申請をしたいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

次に、4の長期借入金の入札結果についてご報告いたします。平成19年度の借入につきましては、昨年度と同様、競争入札により実施することとし、上期、下期の2回に分けて借入を行っております。上期分の入札結果につきましては、昨年6月20日の農業分科会でご報告をさせていただきましたので、今回はその後に実施いたしました下期分の借入についてのご報告でございます。10月5日に37億6,600万円の借入について競争入札を行い、1.295%の利率で落札されました。ちなみに、このときの国債の利回りが1.130%でございます。

以上、ご報告申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願ひをいたします。どうぞ。

いかがですか。ございませんか。

資料10の3ページの参考1、大変私は素人でございまして、この言葉の意味が少しわかりにくいので、できましたらご説明をお願いしたいと思います。政府から出資を受けた独立行政法人農林漁業信用基金が、次の農林漁業金融公庫に寄託という格好で、これはお金をどういうことをされるのでしょうか。

○農林漁業信用基金理事長 寄託は厳格に言うと消費寄託ということでございまして、ちょうど私たち預金者が銀行に預金をするという同じ法律的な意味でございまして。しかし、農林漁業金融公庫は預金業務を営んでおりませんので、預け金については法律用語として寄託という用語を使っているわけでございまして。

○松本分科会長 わかりました。

そのほか、いかがですか。

それでは、そのほか特段にご意見がないようでございまして、農林漁業信用基金の長期借入・償還については、後日、郵送により諮問・答申の手続きをさせていただきたいと思っております。それでいかがでしょうか。よろしゅうございまして。

(「はい」と言う者あり)

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

議事の途中でございまして、ここでお疲れでしょうから、再度一たん休憩にしたいと思います。あの時計で15時に再開をしたいと思います。よろしくお願いたします。

午後2時53分 休憩

午後3時03分 再開

○松本分科会長 それでは、議事を再開いたします。

次の議題は「次期中期目標、中期計画の策定及び業務方法書の変更について」でございまして。中期目標の作成者は農林水産大臣、中期計画の作成者は独立行政法人でございまして、中期目標と中期計画はそれぞれの内容が対応しておりますので、ここでは便宜上、一括して説明をさせていただきます。

それでは、まず農畜産業振興機構の次期中期目標、中期計画の策定について、生産局総務課から説明をお願いいたします。なお、時間が限られておりますので、説明は簡潔にお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

○生産局総務課長 生産局総務課長の清家でございまして。私からご説明させていただきます。

今お話ありましたように、特に新しくつけ加えたところ、あるいは大きく変更した点等、そういったところについてポイントを絞ってご説明させていただきます。また、中期目標と中期計画について個々にということではありませんで、中期目標の方を目で追っていただきながら、お聞きいただければと思います。

まず1ページでございますが、前文として、ここには機構の位置付け、あるいは役割というものについて、今回それを明記いたしております。農水省としては食料・農業・農村基本計画、こういったものを作って政策課題を掲げておりますが、機構におきましては、一番下の方のパラグラフですけれども、こういった農政の基本方針に即して、国等が行う施策や事業と連携し、民間による取組が困難な場合、及び民間による取組を促進する必要がある場合において、農畜産物の価格あるいは需給調整、また、次のページでございますけれども、農畜産業の振興のための補助事業の実施、あるいは情報提供と、こういったことを機動的かつ弾力的に取り組むということとしております。

続きまして、第2の業務の効率化に関する事項であります。全体として、この中期目標期間中に10%を削減するということでもありますけれども、この場合に、次の3ページの冒頭に経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する、ということを書いております。

それから、その次の業務運営の効率化に関する事項の中で、(2)の人件費のことです。 (2)の中ほどに書いております、全体として平成17年度を基準として5%以上を基本とする削減を引き続きやるということでもあります。次のパラグラフ、「また」のところ。今現在やっております給与構造の見直し、これを着実に推進するとともに、これに加えて、人事管理制度を新たに導入するといったようなことを行うことで、管理職割合をまず3分の1に引き下げるといったこと。それから、職員の給与水準につきまして、地域・学歴を勘案した対国家公務員指数、これを18年度比で10ポイント引き下げていくということでございます。参考として現状値を記述しておりますので、ご覧いただければと思います。

それから、その次の契約関係の話であります、(3)です。原則として、一般競争入札等によるということを実施をしていく、それで、今現在、随契の見直し計画に基づいて取組をやっております。これを着実に実施するということと、監事、それから会計監査人による監査において、次のページでございますけれども、徹底的なチェックを行うということをやっていくということでもあります。

それから、その次の3番目の業務執行の改善で、第三者機関による業務の点検・評価を行う

ということと併せまして、今回、コンプライアンス委員会の設置といったことを行いまして、内部統制機能を強化すると、これまでも実施しておりましたけれども、さらにこういったコンプライアンス委員会というものを設置するというところでございます。

それと4番目の組織体制のところでありますが、1つは情報収集提供業務につきまして、品目横断的かつ国内外一体的なそういう体制に再編をしていこうということと、それから地方事務所について、今回10事業所を3つに統廃合いたしました。また、その事業所、事務所につきましては、今後とも必要に応じて見直しを行うということでございます。

それから、補助事業の効率化等の関係であります、(1)にあります畜産の補助事業に関しましては、事業主体の選定に当たり公募方式を導入するというを新たに実施をします。

それから、(3)のところでありますが、補助事業に関して各種情報の公表を行うということでもあります。また、さらにこういう補助金の最も効率的、迅速な交付の観点ということで、国における事業の改廃に資するように、決算上の不用理由の分析をする、それから補助金経由の在り方、あるいは各法人における、既に基金を積んでおります、そういったものの定期的な見直し、といったことを行うということでございます。

それから、次の第3の項目です。サービスその他業務の質の向上に関する事項であります、この業務内容、それぞれ畜産、野菜、砂糖、でん粉がございまして、その内容に応じてアウトカム指標を含む適切な指標をできる限り具体的、定量的に設定して、その成果の評価を厳格かつ客観的に行うということでもあります。

さらに、今後十分機能する指標も追加していくということといたしております。

次のページでございまして、その一連で、畜産関係業務につきまして、1点は、冒頭のところにある「また」のところですが、事業費削減の取組を引き続き実施するとともに、保有資金の規模拡大を抑制するということとしております。

特に、この畜産関係の業務の中の(3)であります、畜産の補助の関係です。先ほどもちょっとお話ししました、国それから事業実施主体等々の明確な役割分担、そういう連携のもとに機動的・弾力的に実施するというところであります、一方で、その次に書いてあります口蹄疫ですとか、いわゆる鳥インフルエンザの発生、あるいは畜産物・飼料価格の著しい変動、そういう危機的状況が発生することが想定されます。そういったところでは、年度途中で機動的な対応が必要となることについて配慮する、というふうなこととしております。

それから、いわゆる学乳事業であります。これにつきまして、今回、効果の高い活動事例の情報提供、7ページに飛びますけれども、こういったことの審査の重点化を図るとか、あるいは

は事前の検証を行う、そしてあるいは各事業メニューごとに、いわゆる達成度を図る上での指標を設定しまして、事業成果の評価を行うということを具体的にやっていくということとしております。

あとは、畜産業振興事業の関係は、ここに生乳の需給安定、以下、それぞれ項目を掲げておりますが、省略をさせていただきます。

それから、ページをずっと飛んでいただきまして、9ページであります。一番下の(7)、資金の流れ等についての情報公開の推進ということであります。国民に十分な、10ページであります。説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者だけでなく、それ以降の流れについてもきちっと公表するということとしております。

それと、さらに機構から事業実施主体に交付をして造成された基金の扱いですけれども、国の基準がございます。そういった趣旨も踏まえまして、その保有状況ですとか、今後の使用見込み等を機構において公表するということでもあります。併せて、さらに会計処理の透明性という観点から、経理の流れを分かりやすい説明を付記するというので、積極的に説明責任を果たすということとしております。

次の野菜関係の業務でございますが、特に今回、(1)の野菜価格安定事業の関係のところの、「また」のところ。この事業に関わります指定野菜の供給計画数量と出荷実績数量との乖離の度合い、こういった認定を今まで農水省で行ってございましたけれども、機構に移管して適正な業務運営を図るということとしております。

それと、(4)の後段、「また」のところ。重要野菜の緊急需給調整事業、これは価格安定事業と別に、いわゆる価格が低落するような場合、あるいは高騰するような場合に需給調整をやるということですが、現在、公益法人が実施しておりますそういった資金造成ですとか、出荷団体への交付金の交付といった、そういった業務を機構において一元的に行う体制にするということでもあります。

それから、併せて(5)ですが、ホームページ等々でこの需給動向に的確に対応し得るような経営者を育成するという、そういう観点に立って情報を提供するというようにしております。

それから、飛びまして、次の12ページに、以下、砂糖それから13ページにでん粉関係業務がございます。これにつきましては、昨年3月、今の中期目標あるいは計画を見直して、昨年10月から新たな制度による業務を開始しております。そういうことを踏まえて、次期目標あるいは計画においても、内容をそれを踏まえた対応にしておくということでございます。説明は省略をさせていただきます。

それから、14ページでございますが、情報収集提供業務の関係です、5番です。ここににつきまして、やはり需給動向の判断材料となる情報を適時適切に提供するということが重要でありますと同時に、国民消費生活の安定に寄与するよとということ、正しい知識の普及あるいは関心の高い情報を積極的に提供するというにしております。また、具体的に（1）において、調査テーマの重点化を図るとか、あるいは（2）におきまして、情報提供の質の向上を図るためにアンケート調査を実施しまして、その指標化もする、それから、あと紙媒体での情報提供について、ニーズも踏まえながら効果的な情報提供とするようなこととしまして、効果を検証した上で、紙媒体からホームページによるそういう情報提供の重点化を図るとか、こういったことを実施していくということにしております。

それから、飛びまして、それで、ちょっと中期計画の方の関係で、話が前後しましたが、31ページをご覧になっていただきたいと思ひます。中期計画の方の欄ですが、よろしいでしょうか。

職員の人事に関する計画でございます。先ほど申しました給与水準の引き下げ、管理者割合の引き下げ、こういったことを実施していきます。その具体的な内容として、その（1）の方針のところでございますけれども、人事評価制度の導入を、もう既にしておりますけれども、そういった人事評価制度、それから管理職への昇格者数を抑制する、管理職ポストオフ制度、これは退職前の一定期間、管理職から外れてそれまでの知見を生かした非管理職としての仕事をやっていただく、そういう新たな制度です、こういうものを導入する。また、適正な新規採用を行うということで、今、申し上げましたようなことを達成していくとしております。

それから、その次の32ページのところでございますけれども、（2）の人員に係る指標にしまして、20年度期初が19年度期末と言ってもいいんですが、これが217名でございます。これから、次の中期目標案の期末に対して2人を削減するとしております。これは生糸・蚕糸関係業務の廃止を今回、この次の期のところで行おうとしております。その職員の減の分をここで設定をしているということでもあります。

最後になりましたが、蚕糸関係業務につきまして、機構の業務は廃止をするということでございます。これは輸入生糸からの調整金を徴収をして、国内産の生産者に対して繭代補てんという仕組みをこれまで法律に基づいて実施してございましたけれども、かなり環境が変わりまして、輸入絹製品の増大ですとか、国内の諸々の情勢が変わりました。今のような仕組みで業務を実施することの妥当性が評価できないような状況になりましたので、行政の施策としても機構の業務からこれを廃止するというにいたしております。

私の方からは、以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に業務方法書の変更について、農畜産業振興機構の方から説明をお願いします。

○農畜産業振興機構理事長 業務方法書の改正につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の資料の34ページをお開きいただきたいと思います。機構の業務方法書の改正は2点でございます。第1点が、先ほど総務課長がご説明いたしましたように、現在、農林水産省が実施をいたしております指定野菜の価格安定業務に関わります供給計画と出荷数量の乖離の度合いの認定、農林水産省が行っておりますけれども、機構がこのようなデータを持っているということ踏まえまして、昨年12月末に定められました合理化計画に基づきまして、当機構が担当することになりました。これに伴います改正が第1点でございます。

第2点が、蚕糸関係業務でございます。現在、蚕糸関係業務、34ページに書いてございますように、輸入生糸から調整金の徴収、そしてこれらの調整金を財源といたします蚕糸業振興業務を当機構が担当しておりますけれども、これらにつきまして、業務を廃止するという内容の法案が提出をされております。提出された法案によりまして、本年4月1日に廃止をするということでございますので、このような法案が成立しました場合に、当方の業務方法書につきましても同様に手当をするというのが第2番目の内容でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、農畜産業振興機構の次期中期目標、中期計画の策定、業務方法書の変更について、ご意見、ご質問を求めます。どうぞ、よろしく願いいたします。

いかがですか。

はい、どうぞ、布施委員ですね。どうぞ。

○布施専門委員 すいません。3ページなんですけれど、(3)の一番下の行にあります「また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請する」とあります。私は、公認会計士ですが、独立行政法人の監査に伺うこともあります。その監査は試査で行っておりまして、入札の契約について点検、チェックするというものでもありませんし、監査をやっているところで入札、随契に関してそういう指摘をすることはありますが、ちょっとこの書きぶりはどうかなと思うのですがいかがでしょうか。

○松本分科会長 それでは、ただいまの委員のご質問に対してどうぞ。回答をお願いします。

○生産局総務課長 ご指摘の点は、私どもも理解できる場所がありますが、これは総務省の

方から独法に関する随契の問題につきまして、横並びでこういったきちっとしたチェックをす
るということを求められておりますので、こういった内容を記述しております。ただ、こうい
った細かいところの表現ぶりについて修正があり得るかも知れませんが、そこはご理解を予
めしておいていただければと思います。

○松本分科会長 布施委員、よろしゅうございますか。

○布施専門委員 はい、ぜひ書きぶりについて考えていただきたいと思います。

○松本分科会長 わかりました、そうですね。

○布施専門委員 お願いいたします。

○松本分科会長 それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

どうぞ、そのほか。いかがですか。

私から1点、そう難しい問題ではないと思いますけれども、この34ページにかなり重要な業
務方法書の改正が書いてございます。特に、2番目の主な改正事項で、現在、農林水産省が実
施している指定野菜の価格安定業務における供給、計画数量と云々と、こういうくだりがござ
いますが、卑近な例で言いますと、ある特定野菜が急激に品不足で価格が競り上がってきたと、
こうした場合、従来、農林省は強い発動権でもって何らかの野菜の放出策を出して、価格安定
に対処してきたと思うんですが、こうした業務も機構で行うということなのか。あるいは、そ
のもとになるデータを出すということなのか、そこら辺を明確にご説明していただきたいと思
います。

○農畜産業振興機構理事長 ご説明申し上げます。

この書きぶりでございますけれども、農林水産省が実施しているというのは度合いの認定に
係る業務でございます。従いまして、お手元の資料の36ページをお開きいただきたいと思いま
す。これは、野菜の価格安定制度の仕組でございますけれども、野菜の価格安定を図るために
生産者が出しております供給計画にできるだけ近いような出荷がなされることが一番望ましい
ということでございまして、生産者が立てております供給計画と実際の出荷数量がどのような
乖離であったかということ、現在、農林水産省が認定をしているわけでございます。これは、
あくまでも機械的な認定でございまして、ここにございますように、出荷数量と実際の数量と
の差が2,000トンあると、これについての認定でございます。私どもは、農林水産省から通知さ
れた登録出荷団体の計画数量のほか、具体的に把握している実際の出荷数量がございまして、そ
の差が幾らであったかということについての認定業務を、私どもが農林水産省から受け継いで
実施をするということでございます。

○松本分科会長 そのデータに基づいて農水省は適切な対処をやるということですね。

○農畜産業振興機構理事長 これがですね、次の同じく36ページの右の欄に書いてございますけれども、計画的な出荷数量と実際の出荷数量との差に応じまして、価格安定制度、私どもが一定の価格を下回った場合にその補給金を出しているわけでございますけれども、補給金の出し方に差をつけるというのが、現在の仕組でございます。従いまして、計画どおりの出荷数量でございますと、右側に書いてございますように認定区分Aになると、ただ、実際の出荷数量に比べまして大幅に上回る、あるいは下回った場合には、補給金の支出割合について差を設けるとというのが、現在の制度の仕組でございますので、その制度の仕組についての認定を行うということでございます。

○松本分科会長 はい、わかりました。あくまでも認定を行うと、認定業務を引き受けると、こういうことですね。

どうぞ、そのほかございませんか。

ございませんようですので、農畜産業振興機構の次期中期目標、中期計画の策定、業務方法書の変更に必要な評価委員会への諮問・答申の手続きについては、私に一任させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、中期目標、中期計画の策定につきましては、財務大臣への協議がございまして、本日の説明の内容については、今後、文書の修正等がございますので、その旨をご承知おきください。お願いいたします。

続きまして、「農業者年金基金の次期中期目標、中期計画の策定及び業務方法書の変更について」でございます。

経営局構造改善課から次期中期目標、中期計画の策定について、一括して説明をお願いいたします。なお、時間が限られてございますので、説明は簡潔にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○構造改善課長 構造改善課長の光吉でございます。

資料11-2によりご説明をいたします。主に、表の左側の次期中期目標を中心にご説明いたします。

1ページの「第2業務運営の効率化に関する事項」につきましては、1ページ下段から2ペ

ージをご覧いただきたいと思ひます。

「1 運営経費の抑制等」の(1)でございます。人件費や物件費であります一般管理費につきましては、19年度比で13%抑制することといたします。特に、人件費につきましては、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」等に基づきまして、23年度まで継続いたします。

事業費につきましては、JAや農業委員会等への委託費でございますが、これを中期目標期間中に19年度比で13%以上抑制をいたします。これらの抑制率につきましては、現在、財務省と協議中でございます。

(2)にございます給与水準につきましては、いわゆるラスパイレス指数を18年度の110から10ポイント低下をさせ、東京都に勤務する国家公務員並みといたします。

(3)は、随意契約の見直しについてであります。契約につきましては、随意契約の見直し計画に基づく取組を着実に実施をいたしてまいります。また、基金に既に設置をいたしました契約審査委員会において、契約の適切性を審査いたします。

3ページをご覧ください。「2 業務運営の効率化」につきましては、事務書類の簡素化、電子情報提供システムの利用の促進等を図ってまいります。

そして「3 組織運営の合理化」につきましては、3ページ下段以降をご覧ください。

(1)につきましては、業務の執行方法の見直しなどによりまして、中期目標期間に常勤の職員数を計画的に削減し、期初の82人を終了時までには75人とし、さらに常勤職員数を極力削減することに努めていきます。

(2)につきましては、北海道の連絡事務所につきましては22年度末までに、九州につきましては20年度末までに、それぞれ廃止することとしております。

4ページの(3)でございますが、役職員の法令遵守などの徹底を図るため、20年度初頭に基金にコンプライアンス委員会を設置いたします。

次に「4 委託業務の効率的・効果的实施」についてでございます。業務受託機関から事業実績報告書等を確実に入手をいたしまして、実施状況を的確に把握した上で効果の検証を行い、計画的な経費削減に取り組みます。これにつきましては、表の右側でございます中期計画により、少し具体的にご説明いたします。

(1)に記載がございます定額割の見直しについてであります。これは、各業務受託機関への委託費につきましては、加入者や受給者からの相談への対応など最低必要となる経費として一律的に配分しております「定額割」部分ですが、これにつきましては、被保険者数などに応じ

て配分基準をランク分けしたいと思っております。そして、特別相談活動事業の廃止でございます。これは、都道府県段階の受託機関などに相談員を設置した上で、農業者年金に対する相談に対応しておりますが、これについては19年度で廃止をいたします。しかしながら、今後も受給者等からの相談に適切に対応する必要があることから、廃止後は、既存の委託費をより効率的に活用することにより、これらに対応してまいります。

次に（２）の制度普及活動についてであります。現在、21年度までに加入者10万人を目指して活動に取り組んでおりますが、メリハリの効いた効率的・効果的な普及活動を実施する観点から、認定農業者など重点的な加入対象者を明確にした「戦略プラン」を策定いたします。また、「加入推進にインセンティブを与える配分」と記載をしておりますが、これまでは新規加入者があった場合、業務受託機関である農業委員会とJAのそれぞれに一定の委託費を一律的に配分しておりました。今回の見直しにより、新規加入に結びついた具体的な活動に応じた配分をすることにより、加入推進活動の実績が直接反映されるような形にしていきたいと考えております。さらに、認定農業者などが加入をした場合には、それ以外の加入者との単価に格差を設けることなどについても検討しているところであり、事務的に詳細を詰めているところであります。

4 ページ下段以降にございます「5 業務運営能力の向上等」では、基金職員、業務受託機関担当者の業務運営能力の向上のための研修等について記載をしております。

5 ページの中段にございます「6 評価・点検の実施」では、加入者の代表からの意見の業務運営への反映等について記載してございます。

6 ページをご覧ください。「第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」でございます。

「1 農業者年金事業」では、被保険者資格の適正な管理、適切な年金給付の実施及び手続きの迅速化について記載をしております。

また、「2 年金資産の安全かつ効率的な運用」では、運用状況や運用結果の評価・分析、加入者への運用結果の通知等について記載してございます。

7 ページをご覧ください。「3 制度の普及推進及び情報提供の充実」におきましては、新規加入者の増加に向けた加入推進活動の実施、新制度の普及推進、情報へのアクセスの容易化など、情報提供の充実等について記載してございます。

「第4 財務内容の改善に関する事項」では、旧制度に基づく融資事業等に係る貸付金債権の管理・回収について記載してございます。

「第5 その他業務運営に関する重要事項」の1では、長期借入金をするに当たっては極力有利な条件での借入れを図ることについて記載しております。

8ページをご覧いただきたいと思います。2として、現在、千葉県柏市に職員宿舎を所有しておりますが、21年度末までに売却いたします。

私からの説明は以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に業務方法書の変更について、農業者年金基金から説明をお願いいたします。

○農業者年金基金理事長 農業者年金基金理事長の中川でございます。

ご覧いただいております資料の10ページ以下でございますけれども、業務方法書の別添として、年金給付等準備金運用の基本方針というものがございます。その改正について、ご説明申し上げます。

私どもが実施しております農業者年金の業務は、確定拠出型の年金でございます。従いまして、加入者の方、いわゆる農業者の方が毎月お支払になる保険料、それからその保険料に対して国からも一定の条件を満たせば支援がございますけれども、そういったものを私どもが一括して受け入れまして、そして運用するわけでございます。従って、元本とその運用の結果の収益、それが合わさったものが、将来、農業者の方々が一定の年齢に達します際に、受けていく年金の原資になるわけでございます。従って、運用をどうするかということが大変大事な仕組みになってございます。

そこで、法律ではこの運用につきまして、安全かつ効率的に行わなければならないと書いてありますし、また、政令でその運用の基本方針を作成して、そして、それに沿って運用すべき旨記載されてございます。その具体的な姿が、今、ご覧いただいております資金運用の基本方針ということで、農林水産大臣に業務方法書と一体のものとして認可を受ける、ということでございます。現行のこの基本方針は、制度が大きく改まりました平成14年に制定をされておりますけれども、その後、ご案内のように、日本の景気も拡大基調が続いておりますし、いざなぎ越えというようなこともあります。また、資産の運用の基本的な条件であります金融市場におきまして、日銀が二度にわたりましてゼロ金利政策を見直して、金利の引き上げというふうなものが行われているということで、大分運用の環境がこの5年余りの間に変わってまいりました。そのことを、1つ踏まえなければいけないということと、過去5年間運用してまいりましたので、その結果について点検、検証を私ども基金の中で外部の専門家も交えて行いました。そういったことを踏まえて、今回、基本方針を見直したいということでございます。

その過程で、ご覧いただいております10ページの中ほどにありますように、加入者の方の意向も聞く必要があるということで、アンケート調査をいたしました。平成14年から18年まで、過去5年間の運用実績はこの中ほどの横棒グラフの下に注で付けておりますが、5年平均で3.45%の運用収益を得ておりますが、こういうことを踏まえて、意向を確認しましたところ、ご覧いただきますように、高い収益が期待できなくても損失をこうむる可能性をさらに低くすべきだと、もう少しリスクを下げた運用をして欲しいというのが42%強、それから、現行程度の運用でいいとおっしゃる方が51.5%ということで、合わせますと90%以上の方が、今ぐらいでいい、あるいは、もうちょっとリスクを下げてもらいたいというご意向でありまして、反対に、多少リスクが高まっても、もっと高い収益を目指すべきだという方は4%にも満たないということでもあります。

こういうことも踏まえますと、下の2つの円グラフであります、これまで左の円グラフのように、安全かつ効率的ということですが、具体的には、資産を基本的に5つの資産に分散をして投資をする、運用するということでリスク分散を図っておりますが、大半は国内債券でございます。国債あるいは政保債中心であります69%、それに外国債券が3%ということで、債券類に72%、それから株式は国内、外国合わせますと25%運用しております。ほかに短期の資産3%を持っております。これをこの際、見直しまして、右のように、債券類、国内債券が70%、外国債券が5%、合わせますと75%というように、現行の72%から3%ポイントむしろ増やしたいと、それから、株式の方は内外合わせますと24%になりますので、現行の合わせた25%から1%むしろ縮小する、それから、短期の資産は、これから先のキャッシュフローを考えますと、3%を持つ必要がないということがわかりましたので、もう少し効率的にやるということで、1%にいたします。

こういうふうに、現行の資産構成割合をこれから今申し上げましたように変えますと、一番下のところではありますが、ポイントとして書いてございます。改正によりリスクが減少しますということで、現行の4.8%から4.5%に0.3%リスク、この場合のリスクというのは、標準偏差でございます。今、ご説明しました右の資産構成割合で運用しますと、過去36年間のデータをもとに推計をしますと、2.6%程度の期待収益が見込めますけれども、この2.6%を中心として上下に4.5%、高い場合は7.1、低い場合はマイナスの1.9となりますが、この範囲に標準偏差ですから、68%程度の確率で収まるという、そういう運用の経過に変えたいと、これが基本方針の一番のポイントでございます。

あと、11ページ以降に具体的な基本方針の新旧対照表が載せてございますけれども、非常に

技術的な修正が中心でございます。ただ1点だけ、11ページ、運用の目的というのが2としてございます。右側の現行のところの運用の目標の(1)のところではありますが、下線を引いております下の方の下線、少し前から読みますけれども、各資産がベンチマーク並みの収益率を上げたとして得られる収益率を長期的に上回る収益率を獲得することを運用の目標とする、と書いてございます。私ども、さっき申し上げましたように、5つの資産に分けて運用しておりますが、その目処になりますのが、例えば、国内株式ですと東証のTOPIXという指数に連動させて運用しております。そのように、ベンチマークというのは、そういう対象となる指数でありますけれども、それに従って、それに追随するようにこれまでも運用してきておりましたので、この表現からしますと、むしろ左の修正の欄にありますように、ベンチマークに相当する収益を確保する、こういうパッシブの運用姿勢がよりの確に反映されるような文言の修正をしたいと考えております。

なお、このパッシブ運用じゃなくてアクティブにするということ、将来にわたって放棄するわけではありませんが、先ほどのアンケート調査などをご覧いただきましても、非常に安全側に行け、というのが加入者の方のご要望でありますので、アクティブ運用するというような事態は余り想定し難いんですけれども、一応、なお書きとして、左側の下線のところではありますが、なお、当面はパッシブ運用を基本とするけれども、将来、アクティブ運用を導入した場合は、ベンチマークの収益率を上回る収益率の獲得を目標とするということで、当面は慎重にやっていきたいという、そういう趣旨でございます。

その他のところにつきましては、ご説明を省略させていただきます。よろしく願いいたします。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、農業者年金基金の次期中期目標、中期計画の策定、業務方法書の変更について、委員からのご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。どうぞ。

いかがでしょうか。

はい、夏目委員どうぞ。

○夏目委員 14ページにデリバティブ取引は行わないこと、というふうに記載がありますけれども、それを左の方に、原則として行わないこと、というふうに表現が変えてありますけど、その辺の内容を変えたご説明をいただきたいと思います。

○農業者年金基金理事長 今、委員おっしゃったのは14ページの(8)のところでございますか。

○夏目委員　そうです。

○農業者年金基金理事長　これは、デリバティブそのものは、ここはパッシブ運用ですから基本的に必要はないわけですがけれども、例えば、非常に為替が急変動したような場合には、基本的にはパッシブというのは、そのことによって具体的なアクションを起こさないのがパッシブ運用なんですけれども、為替変動が極めて大きいような場合には、リスクを下げるために、こういうデリバティブというふうなものも一つの手法としてあり得るということで、可能性という意味で書いているものでございます。基本的に私どもそういうことはしないことを祈っておりますけれども、ここに書いてありませんと基本的にはできませんので、そういう意味で可能性としてそういう文言として入れてあるということでもあります。

○夏目委員　はい、わかりました。

○松本分科会長　それでは、そのほかどうぞ。

　　ございませんか。

　　それでは、特にそのほかご意見がございませんので、農業者年金基金の次期中期目標、中期計画の策定、業務方法書の変更に必要な評価委員会への諮問・答申の手続きにつきましては、私に一任させていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○松本分科会長　ありがとうございます。

　　それでは、そのようにさせていただきます。

　　なお、中期目標、中期計画の策定につきましては、財務大臣への協議がございまして。本日のご説明の内容については、今後、文言の修正等があり得ますことから、その旨をご承知おきしていただきたいと思います。

　　続きまして、「農林漁業信用基金の次期中期目標、中期計画の策定及び業務方法書の変更について」でございまして。

　　経営局金融調整課から、次期中期目標、中期計画の策定について一括して説明をお願いいたします。なお、時間が限られておりますから、説明は簡潔にお願いしたいと思います。

　　それでは、どうぞ。

○金融調整課長　農林漁業信用基金の次期中期目標及び中期計画につきまして、資料11-3によりご説明をさせていただきます。金融調整課長の天羽でございます。

　　今回の案の作成に当たりましては、現行の中期目標、中期計画の基本的な内容をベースとしつつ、18年の12月に主務大臣が決定いたしました勸告の方向性を踏まえた見直し、それから整

理合理化計画の内容を適切に反映するというところに力点を置いたところでございます。このため、18年12月の見直し及び整理合理化計画を反映した事項を中心としてご説明をさせていただきます。

まず、第1の中期目標の期間でございますけれども、20年4月1日から25年の3月31日までの5年間ということにしております。

次に、その下の第2、業務運営の効率化に関する事項の①でございます。18年の勧告の方向性におきまして、事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標と同程度以上の水準を設定することとされていることを踏まえまして、事業費の削減率につきましては、現行の中期目標と同率の19年度比で5%以上の削減率ということで置いております。

なお【P】というふうに付しておりますけれども、効率化目標等につきましては、ただいま財政当局と協議中でございます。協議が終了していないことでありますので、今後、変更されるという可能性もあります。以下においても、【P】を付しているところが何カ所かございますが、同様の趣旨でございます。

次に、2ページをお開きください。③でございます。18年末の見直しを踏まえまして、信用基金の農業、漁業の災害補償関係業務につきましては、共済団体等に対する貸付業務について民間金融機関による融資を促すということで、農業、漁業の災害補償制度のセーフティネットとしての役割を周知するということとしております。

④でございます。18年末の見直しを踏まえまして、低利預託原資貸付業務につきましては、資金需要の精査結果及び資金の納付方法についての関係機関等との協議の結果を踏まえまして、将来にわたって活用される見込みのない資金につきましては、国庫に納付するということとしております。

次に、⑤でございます。整理合理化計画等におきまして、林業の寄託業務につきましては、信用基金の業務を縮小するとの観点から貸付枠を縮減するとともに、後年度負担を抑制する観点を踏まえまして、民間からの長期借入方式から政府の出資方式に段階的に移行するということとされたため、これを反映することとしております。

次に2、業務運営体制の効率化の③をご覧ください。18年末の見直し等に基づきまして、平成20年度末までに検討することとされている国の特別会計の統合の検討状況を踏まえまして、農業と漁業の災害補償関係業務に係る両部署を統合することとしております。

次に、その下の3、経費支出の抑制でございます。より具体的に書いております中期計画の欄をご覧ください。(1)一般管理費の削減率でございます。一般管理費の削減率につきましては

は、事業費の削減と同様に現行の中期目標と同程度ということで、15%以上の削減としております。

次に、3ページ目の(2)でございます。人件費につきましては、行革推進法に基づきまして、18年度以降、5年間において5%以上の削減を行う、この削減を23年度まで継続する、ということとしております。

次に、(3)でございます。国家公務員と比べた給与水準、いわゆるラスパイレス指数の低下についての計画でございます。信用基金の指数は、現在121.4%でございます。こういうふうになくなっておる理由でございますけれども、信用基金は、高学歴職員の割合が高いということ、また、事務所が東京23区のみで所在しておるということで、地域手当が全員に支給されております。このため、こういうことになっておるわけですが、学歴別、地域別に指数を計算すると、104.6%となっているということでございます。

いずれにいたしましても、国の水準を上回っているということでございますので、整理合理化計画を踏まえまして、給与水準の高い理由や改善のための措置について公表するとともに、社会的な理解が得られるような水準とするよう、その旨を記載しておるところでございます。

次に5、内部統制機能の強化でございます。これは、他法人と同様でございますけれども、整理合理化計画において、コンプライアンス委員会を設置するということとしておりますので、前倒しで今年の1月にコンプライアンス委員会を設置したところでございます。今後は、同委員会の機能を活用しつつ、法令等遵守への取組を強化していくこととしております。

次に、4ページをご覧ください。調達方式の適正化でございます。

①、整理合理化計画の策定に伴いまして、信用基金の随意契約の見直しでございます。見直し計画に基づきまして、競争性のない随意契約を着実に一般競争入札等へ移行していくということとともに、②におきましては、契約審査委員会の活用等により、契約の適正な実施を図ることとしております。

第4、財務内容の改善のところでございます。次ページの下の方でございますけれども、信用基金の保険業務の収支につきましては、赤字基調となっております。中長期での収支の均衡に向けまして、次の点を踏まえて業務運営を行うこととしております。

1枚おめくりいただきまして、6ページでございます。

1のアでは18年末の見直しを踏まえまして、農業の保険業務、漁業の保険業務につきまして、20年度から保険料率の見直しを行うこととしております。なお、林業の保証料率の見直しにつきましては、既に19年の10月から前倒しで実施済みでございますので、記載をしておりません。

次に、6ページの下から2行目、モラルハザード対策でございます。18年末の見直しを踏まえまして、①では農業と漁業の保険業務について、部分保証やペナルティー方式など、モラルハザード防止策を総合的に検討することとしております。

7ページの②でございます。漁業保険業務における20年度からの部分保証の導入を記載しております。

③では、林業保証業務につきまして、20年度から部分保証の対象範囲を拡大するという内容を記載しております。なお、農業の保険業務につきましては、19年度から前倒しで実施済みでありますので、記載をしておりません。

次に7ページの最終行、中期計画欄に第4、予算、収支計画及び資金計画とあります。1枚めくっていただいて8ページ、別紙(P10～P12)とございます。こちらに予算、収支計画等を載せてございますが、これまで説明しております一般管理費の削減率を反映した形で作成をしております。

8ページの中期目標欄をご覧ください。中期計画で通則法に基づいて記載することとされている事項の一つとして、短期借入金の限度額がございます。短期借入金の枠取りをしているわけでございます。

9ページの最後でございます。積立金の処分に関する事項でございます。信用基金の各勘定の積立金は、次期中期目標期間に繰り越して、保険金の支払のため、それから災害補償関係業務における貸付原資として、各業務の財源に割り当てることとしております。

私からは、以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

次に、業務方法書の変更について、農林漁業信用基金から説明をお願いいたします。

○農林漁業信用基金理事長 それでは、引き続きまして、農林漁業信用基金の業務方法書の変更についてご説明いたします。

今の資料11-3の13ページをお願いいたします。

13ページは、業務方法書の変更の新旧対照表でございます。主な変更点といたしましては、農業信用保険業務と漁業信用保険業務の保険料率の変更を行うということでございます。農業信用保険料率の変更は、13ページの別表1におきまして、それから、漁業信用保険料率の変更は、15ページの別表4において記載しております。

それでは、農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の保険料率の見直しの必要性及び考え方について説明をいたします。19ページをお願いいたします。

まず、1の見直しの必要性でございますが、平成18年12月24日に主務省から示されております、勧告の方向性における指摘事項を踏まえた見直し、それから、平成19年12月24日に閣議決定されました独立行政法人の整理合理化計画、これに基づきまして、収支の改善に資する観点から、制度資金の政策効果の発揮、あるいは農業者、漁業者の負担増加、これらに配慮しつつ、農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の保険料率の見直しを行うものでございます。

なお、この見直し及び整理合理化計画につきましては、26ページの参考2-2で後ほどご確認いただきたいと思います。

2の業務方法書改正案の概要について説明いたします。まず、農業信用保険業務でございますけれども、保険リスクがより資金特性を反映したものとするため、資金区分を細分化いたしました。すなわち、現行の一般資金を農業施設資金、農家経済安定施設資金、農家生活改善資金に、それから経営資金を農業運転資金、農家経済安定施設資金に区分変更を行いました。併せて、保険期間区分を廃止することといたします。これは、資金区分を細分化いたしますと、現行の期間区分にほぼ対応するようなこととなっているためでございます。

また、それぞれの資金の保険リスク等に応じた保険料率を設定するものでございます。

なお、資金の定義につきましては、別表の下に記載をしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

漁業信用保険業務では、いわゆる金融機関のプロパー資金でございます上記資金以外の資金、こういうふうに別表では記載しておりますけれども、この資金を経営安定化資金、生活資金及び事業資金に区分の変更を行いまして、それぞれの資金の保険リスク等に応じた保険料率を設定するものでございます。

次に、3の保険料率の見直しの考え方についてでございます。

(1)の農業信用保険業務につきましては、料率区分の見直しをご説明いたします。20ページをご覧ください。

まず、農業信用保険業務では、料率区分、保険期間区分を変更するものであります。料率水準の見直しにつきましては、各区分の保険料率を収支均衡料率まで引き上げることといたします。ただし、制度資金の政策効果、それから農家負担の激変緩和を図る観点から、引き上げ幅では一定の上限を設けております。なお、収支均衡料率が現行料率よりも低い場合につきましては、国から収支改善を強く求められており、また、今後の農業の経営環境なり、あるいは経済動向等を考慮いたしまして、その保険料率は据え置くことといたしております。

これらの変更によりまして、次期中期計画期間中の新規の引き受けに係る保険料収入は17%

程度の増加を見込んでおります。

次に、(2)の漁業信用保険業務でございます。料率区分の見直しにつきましては、先ほど申しました上記資金以外の資金、この資金についての保険料率につきまして、経営安定資金、生活資金、事業資金に変更するものであります。

料率水準の見直しにつきましては、中長期的な観点から保険収支の均衡が図られることを原則とし、政策効果や中小漁業者等の負担に配慮した料率の見直しが行われるものであります。

これらの変更によりまして、次期中期計画期間中の新規の引き受けに係る保険料収入は4.3%の増加を見込んでおります。

保険料率の見直し案の詳細につきましては、22ページの参考1-1の保険料率の見直し案、それから23ページの参考1-2の保険料率の見直し案、それぞれ農業信用保険業務版と漁業信用保険業務版、それから24ページの参考1-3の漁業信用保険業務における対象資金の概要、これをご覧いただきたいと思っております。

また、本年10月に農林漁業金融公庫が、株式会社日本政策金融公庫に統合されることに伴い、名称等の変更も併せて行うこととしております。

最後に、農業信用保険の保険料率の適用時期については、現在、財務省と折衝中でございます。本日のところは、平成20年〇月〇日と記載しておりますけれども、今のところ、17年度の前回の改正の実施時期と同様に、本年7月1日の実施となる予定でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、農林漁業信用基金の次期中期目標、中期計画の策定、業務方法書の変更について、委員の方からご意見、ご質問を受けたいと思っております。どうぞ。

ございませんか。

それでは、私の方から1つ質問をさせていただきます。

4ページ、真ん中に第3、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項、こういうことが書いてございまして、中身はかなり格好のいいことがあります。しかしながら、その前、2ページに、2、業務運営体制の効率化ということで、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署の統合を行っている。こういう文面がございまして、国民に対して非常に行き届いたサービスを旨としながらも、こういう農業災害補償とか漁業災害補償というのは、これは中身が陸と海のことですから、相当これは専門を要する内容のことだと思うので、こういうところの統合というのは、いくら整理合理化計画が閣議決定されたと

はいえ、これは農水省でそこら辺は反対しなかったのかという、いやらしい質問をさせていただきます。

○金融調整課長 舌足らずで申し分けありませんでしたが、農林漁業信用基金が行っております農業災害補償関係業務、それから漁業災害補償関係業務と申しますのは、現場で農業なり漁業の災害補償業務をやっております共済団体というのが、農業共済団体、漁業共済団体がございますけれども、主にその県段階の共済団体の財源がショートするような場合に、農林漁業信用基金からその県段階の共済団体に資金を融通するという融資の業務を行っているわけがございます。直接一般の農漁業者の共済事故といいますか、災害関係の業務をやっておるわけではございません。それぞれ、国の特会と関係しておりますので、国の特会が全体的に整理合理化される中で、農漁業の災害補償の関係業務、融資の業務なんですけれども、そこについても合理化の余地があるのではないかとということで、今回、このような案にしております。

○松本分科会長 ご承知のように、地球温暖化が進行する中で、農業とか漁業に与える災害の中身が非常に複雑化するわけで、その複雑化するのを解析する、やはりエキスパートが、やっぱり私は、単なる人員整理で整理するという問題ではないように思いますので、この点はよくご配慮いただいて、農業者あるいは漁業者に納得いくような補償制度なりあるいは説明を行っていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

どうぞ、そのほかございませんか。

それでは、そのほか特段にご意見がございませんので、農林漁業信用基金の次期中期目標、中期計画の策定、業務方法書の変更に必要な評価委員会への諮問・答申の手続きにつきましては、私に一任させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、中期目標、中期計画の策定につきましては、財務大臣への協議がまた必要になります。本日も説明の内容につきましては、今後、文言の修正等があり得ますことから、その旨をご承知おきいただきたいと思っております。

続きまして、水資源機構の次期中期目標、中期計画の策定についてでございます。

農村振興局総務課から、次期中期目標、中期計画の策定について、一括して説明をお願いいたします。なお、申し分けございませんが、時間が限られておりますから、説明は簡潔にお願いしたいと思います。それでは、よろしく願います。

○機構調整室長 農村振興局総務課でございます。

お手元の資料11-4によりまして、説明させていただきたいと思います。

水資源機構の次期中期目標、また次期中期計画案でございますが、昨年来ご審議いただきまして、また整理合理化計画等を踏まえまして、5つの項目に基づきまして整理してございます。これにつきましては、2月13日に水資源機構の主務省、主管の国土交通省を始めとしまして、厚生労働省と農林水産省及び経済産業省の評価委員会分科会等で合同会議を催しまして、農水省評価委員会からは水資源機構プロジェクトチームのご参加をいただき、ご審議いただいたものでございます。本資料の左側が中期目標となっておりますが、これにつきましては、会議のご意見を踏まえた案文となっておりますが、右の中期計画につきましては、まだ若干調整中でありまして、例えば、これからご説明します目標値等、具体的な数字につきましては、まだ関係省庁と調整中でありまして、ペンディングのところもございます。これにつきましては、早々に調整していきたいと思っております。

内容でございますが、1ページ目でございます。目標、計画いずれも前文を設けてございますが、これは水資源機構の業務を取り巻く現状の認識、それから次期中期計画において特に重視する事項を記載してございます。

当機構は、利根川、荒川、淀川、木曾川等の国民の生活に重要な7つの水系におきまして、ダムや水路など水を供給する水資源開発施設の建築、改築と管理を担ってございますが、施設の新築から改築・管理に重点が移りつつございます。これを踏まえまして、施設の長寿命化、有効活用によるライフサイクルコストの低減、確実な施設の機能維持等を図るために、ストックマネジメント強化が重要な課題となっております。また、気象変動への目配りが必要になったこと、整理合理化計画でも盛り込まれておりますコンプライアンスの徹底、施設だけにとどまらず人材、技術といった機構のさまざまな資産の有効活用等が重要だということで記載してございます。

それから、2ページ目に参りまして、2ページ目の中段では、中期目標の期間を書かせていただきましたが、これは、現況と同様に5年間と設定しておりまして、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間としてございます。

それから、その下にございます、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」につきましては、2ページ下段から4ページにわたりまして、9項目について整理してございます。

まず初めに、(1)の「的確な施設の運用と管理」でございますが、水資源機構が管理してお

ります施設は、ダム、用水施設で51施設ございます。このうち、農水省所管が16施設ございますが、これら施設の的確な運用と管理のため、安定的な用水の供給、良質な用水の供給、洪水被害の防止又は軽減、施設の維持保全等について取り組もうとしてございます。特に、気候変動の影響につきましては、明確になっていない面もございますが、目配りとしまして、例えば、①の安定用水供給の中では、気候変動に伴う異常渇水の発生を想定した体制の整備、それから、②の良質な用水の供給におきましては、気候変動による水質への影響の可能性も考慮した対応ということを盛り込んでございます。

次に3ページ目、③の洪水被害等の防止又は軽減でございますが、これにつきましては、洪水調整は国交省が主管になってございますので、先に進めさせていただきまして、次の4ページでございます。

④の施設の維持保全等では、中期目標でストックマネジメントの実施、それから整理合理化計画で謳われております機械化・電子化の一層の推進によります管理の効率化、施設の更なる耐震化等の目標を示しております、これに対する計画としてございます。

次に参りまして、4ページ下段でございますが、(2)の「リスクへの的確な対応」でございます。これは新しく追加してございます。これにつきましては、異常渇水や大規模地震など不測の事態に対応すべく中期計画では①リスク管理体制、②異常渇水、大規模地震に備えた対策の強化、③大規模地震災害等への対応と日常の訓練、の3項目に取り組むように定めてございます。

それから、5ページ目に参りまして、中段の(3)の「計画的で的確な施設の整備」でございますが、中期計画としましては、①新築事業、②改築事業、③特定事業先行調整費制度の活用と、3項目設けております。

まず、①の新築事業でございますが、これにつきましては当省の所管ではございませんが、整理合理化計画の中で、「本体工事に着手していないダム等に対しては厳格な評価をし、真に必要なものを整備する」というご指示がございまして、それを明確にしてございます。

それから、6ページ目でございますが、右の方の②の改築事業でございます。こちらに当省所管の4事業が含まれておりまして、うち2事業は、次期中期計画期間内に完了する予定でございます。

機構管理の施設におきまして、ストックマネジメントに基づきます計画的な施設更新を図るとしておりまして、改築事業が新たに必要になった場合には、本中期計画の変更を行うことと考えてございます。

それから、6 ページ目の③ですが、特定事業先行調整費制度、これは国交省所管のダムで使われてございますけれども、これは前からいろいろな機会にご説明させていただいておりますが、国や地方の予算が抑制される中、どうしても事業を円滑に進めるために、事業費のピーク時に機構の自己資金を活用し、そのあとで国から資金をいただくというような制度でございます。機構は財投への償還と利水者からの負担金との金利の差で生じた差額を積み立てておりまして、この積立金を資金としてございます。

それから、6 ページ下段から9 ページでは、(4) の「環境の保全」について記載させていただいております。環境につきましては、現在も環境に配慮した施設整備、それから建設副産物の補強を設定した有効利用、環境マネジメントシステムの運用等に取り組んでございますが、今回、新たに温室効果ガスの排出削減、景観に配慮した施設整備等を今後もさせていただきまして、クリーンエネルギーとしまして、小水力発電、太陽光発電等の活用なり、良質な空間形成等に配慮するなど強化をしております。

それから、9 ページ中段でございますが、(5) の「技術力の向上と技術支援」でございます。中期計画の方では①新技術の取組、②蓄積された技術の整備・活用、③技術支援及び情報の公開、④国際協力の推進、⑤気候変動への対応と水資源の有効利用等の5項目を設けまして、技術力のさらなる維持・向上とともに、蓄積しました技術力の広範な提供を通じまして、社会貢献に取り組んでいくということで進めようとしてございます。

これにつきましても、先ほどの特定事業先行調整費制度と同様に、自己資金を使います。個別の事業になじまないけれども、国民、利水者への負担軽減等、効果が貢献されるようなものにつきましては、自己資金で調査、技術開発を行っていかうということで考えてございます。

それから11ページでございますが、(6) の「関係機関との連携」でございますが、これからの機構の業務が改築へ移行するに当たりまして、地方公共団体等が円滑に費用負担ができるように準備する必要があります。計画的な補修・改築を視野に入れ、水需要動向等地域状況の把握に努めつつ、施設の状況等について関係者の理解を得ていくために、情報提供や便宜を図っていきたいと思っております。

また11ページ下段でございますが、(7) の水源地域の連携にいたしましても、流域圏の発展に寄与するというところでございまして、貯水池保全のための森林保全、これはどちらかというところ、住民の自主的活動とか下流住民との交流等がございまして、そこにも、機構が参加・協力していくというように進めていくということにしております。

それから、11ページの最下段でございますが、(8) の「広報・広聴活動の充実」でござい

す。ここも新しく取り組んでございますが、取組としましては、情報コンテンツの整備・充実、緊急時における迅速かつ確かな広報の実施、水の週間等のイベント等に努めて、国民の皆さんの意見を聞くとともに、広く事業に反映させていきたいというような取組を進めていこうとしてございます。

それから、12ページの中段から14ページにかけて書いてございますが、これは前からお話ししておりますように、水資源機構のOBが退職後に談合に関与したという残念な事件がございまして、これに対します国民の信頼を回復するために、政策評価・独立行政法人評価委員会等での議論、それから整理合理化計画等に記載された事項を踏まえまして、内部統制を抜本的に強化し、体制を整備するという事を考えてございます。このために、①コンプライアンスの強化、②監事機能の強化、入札契約の一般競争の拡大ということで、③の入札契約制度の競争性・透明性の確保、④談合防止対策の推進、それから⑤関係法人の再就職及び契約等の状況の把握、そういうものを進めていきたいというふうしております。

それから、あと14ページの下段でございますが、「業務運営の効率化」に関する事項でございます。

まず、機動的な組織運営としまして、国民、利水者の意見を反映し、プロジェクトチームの活用などを行う機動的な組織運営、それから能力や業績を評価します人事制度の運用、職員の資質向上等を図っていきたいと思っております。

それから、2点目としましては、15ページでございますが、効率的な業務運営としまして、情報化・電子化による業務改善、組織間の役割分担の見直しと業務の一元化、外部委託の活用、継続雇用制度の活用を進めたいということで計画を作っております。

それ以降、16ページから17ページにかけましては、具体的にこの目標を立てました5項目を書いてございます。事務的経費の節減、総人件費改革に伴う人件費の削減、コスト構造改善の推進、事業費の縮減、適切な資産管理というのは、引き続き取り組んでいきたいと思っております。それぞれの目標は新たな業務に限らず現計画に基づき実施してきた業務についても新たな目標として設定することとしております。ただ、一部まだ調整中ございまして、ペンディングになっている事項がございまして、これにつきましても早々に調整していきたいと思っております。

それから、17ページ下段からの「財務内容の改善に関する事項」でございまして、これにつきましても、中期計画の期間中の事業量に合わせました予算案を作成している状況でございまして、改めて整理させていただきたいと思っております。

最後に、18ページから19ページ、「その他の業務運営に関する重要事項」でございますが、これにつきましては、施設・整備に関する計画、人事に関する計画、積立金の使途、その他当該中期目標を達成するために必要な事項、について記載してございます。積立金の使途につきましては、先ほども触れましたが、個別の事業に関わらず、「施設の耐震性向上やコスト縮減に資する技術の維持・向上のための調査・技術開発」、「施設の長寿命化のための調査・技術開発」、「地球温暖化に対する施設整備等」、広く国民に供するように活用していきたいと考えてございます。

以上、端折った説明でございますが、水資源機構の次期中期目標、中期計画についてご説明させていただきました。よろしく申し上げます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、水資源機構の次期中期目標、次期中期計画の策定について、委員からの意見、ご質問を受けたいと思います。どうぞ。

ございませんか。

4省にわたっておりますので、農林水産省だけの問題ではなくて、非常に広いわけでございますが、特に農水省が関わることに對して、ご質問、ご意見ございませんか。

それでは、特にご意見がないようでございますので、水資源機構の次期中期目標、中期計画の策定に必要な評価委員会への諮問・答申の手続きにつきましては、私に一任させていただきたいと思いますが、いかがですか。

(「異議なし」の声あり)

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、中期目標、中期計画の策定につきましては、財務大臣への協議がございます。本日ご説明のあった内容については、今後、文言の修正等があり得ますので、その旨、ご承知おきいただきますよう、お願いいたします。

次は、その他でございます。まず、事務局から今後のスケジュールについて、ご説明をお願いします。

○経営局総務課課長補佐 事務局でございます。経営局総務課、佐藤でございます。

委員の皆様におかれましては、資料の12ということで、スケジュールの(案)を事前にご送付させていただいております。これに基づきまして、簡単にご説明させていただきます。

まず、今月の下旬でございます。本日、農業分科会を開催いたしております、それぞれ、

議案につきましてご意見をちょうだいしているということでございます。それで、後発独法、それから先発独法ということで、手続きを分けて概略を記載してございますとおり、次期中期目標、それから中期計画、業務方法書の変更のためのそれぞれの手続きにつきましては、表の左側でございますように、中期目標、中期計画につきまして、今月の下旬ということで、日にちもなかなか押しているわけでございますけれども、次期中期計画につきましては、事業年度開始の30日前までに農林水産大臣に提出しなければならないという規定がございますので、こちらの方は先ほど分科会長からもご説明ありましたように、諮問・答申の手続き、それから財務大臣への協議の手続きを予定しているところでございます。

それから、先発の法人につきましては、中期目標、中期計画の変更、あるいはまた、ここに記載ございませんが、業務方法書の変更の手続きがございますので、こちらにつきましても、4月に新たな業務に入る前に、変更の認可手続きを行っていただくというスケジュールでございます。

それから、4月以降、新年度に入りまして、農業分科会の予定といたしましては、今のところ、通常6月から8月にかけて、まず財務諸表につきましての検討会を開催して、それぞれ農業分科会でご意見をちょうだいした上で、8月の下旬に評価委員会にその内容を報告いたしまして、議決をしていただくというような流れになってございます。今のところ、8月までに年度評価、財務諸表、それから中期目標期間の評価について、このような流れで予定しておりまして、なお具体的なスケジュールにつきましては、各法人、あるいは農業分科会の委員の皆様方とまたご相談をさせていただきたいと考えております。

簡単ですが、以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

次に、文書課から通則法の改正について、ご説明をお願いいたします。

○文書課課長補佐 文書課の寺本でございます。

独法の通則法につきましては、昨年末の整理合理化計画を受けまして、現在、行革事務局の方で、通則法改正の検討が行われるというふうに聞いております。詳細については、まだ未定でございますが、委員の皆様には、情報がわかり次第、今後、ご報告をしてみたいと思っております。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○松本分科会長 これをもちまして、本日の議事につきましては終了いたしますけれども、全体を通じまして、本日の会議全体を通じまして、何かご意見、ご質問等ございましたら、今こ

ここでお願いいたします。

ございませんか。

なければ、最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

○経営局総務課長 長時間にわたりご審議賜りまして、ありがとうございます。今後の分科会の開催日程ですが、先ほど佐藤課長補佐から今後のスケジュールについて説明がありましたように、皆様と別途調整させていただきまして、定めたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

また、本日の資料でございますけれども、卓上にそのまま置いていただければ、事務局の方で後ほど郵送させていただきますので、よろしくをお願いいたしたいと思います。

ありがとうございました。

○松本分科会長 それでは、以上をもちまして、農林水産省独立行政法人評価委員会第26回農業分科会を閉会いたします。委員及び専門委員の皆様方には、延々3時間35分にわたりまして、大変長い間、まことにご熱心なご審議、ありがとうございます。今後とも、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

午後4時35分 閉会